令和８年 10 月 21 日
八戸市福祉部介護保険課

指定居宅介護支援事業者の行政処分について

１．事業者名等

⑴法人名　　株式会社ミライフル
⑵代表者　　代表取締役　張間　翔
⑶事業所名　　ミライフルケアプランサービス八戸（事業所番号：0270303811）
⑷サービス種類　　居宅介護支援
⑸所在地　　八戸市日計四丁目８番 47 号オフィースアルタ 101 号室
⑹指定年月日　　平成 29 年８月１日

２．行政処分

⑴処分内容　　指定の取消し
⑵通知日　　令和８年 10 月 20 日
⑶指定取消日　　令和８年 11 月 18 日
⑷処分理由　　不正請求・虚偽報告（介護保険法第 84 条第１項第６号及び第７号）
⑸不正請求の内容等

①不正期間

令和５年４月～令和８年３月

②不正の事実

ア）不正請求（運営基準減算）

ケアプラン作成に必要な一連の業務を行っていない、若しくは記録等を適切に行っていないにも関わらず、運営基準減算をせずに介護給付費を請求。

イ）虚偽報告

監査期間中において、一部利用者の記録データを修正。

３．事業者に対する経済上の措置

介護給付費の返還額及び方法について、現在事業者と協議中。なお、不正請求に該当する介護給付費は 100 分の 40 を乗じて得た額を加算して請求予定。